

医療法人 光の会

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1：女性活躍推進法に基づく目標

管理職に占める女性労働者の割合を、40%以上とする。

- 令和8年4月～院内における各委員会にて、女性活躍に関する意見交換を実施。
令和9年4月～管理職に対しヒアリングを実施。問題点等を抽出するとともに管理職養成へ向けた研修計画を立て実施。
令和10年4月～管理職候補の職員に対する面談体制や、昇進昇格の運用基準等の確認および点検。
令和11年4月～管理職に対するフォローアップ体制の確認および点検。

目標2：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に男性の育児休業取得率を40%以上とする。

- 令和8年4月～トップによる仕事と子育ての両立支援の推進に向けたメッセージの発信
令和9年4月～定期的な労働者の意識調査の実施と改善策の実行を開始。
令和10年4月～育児休業等取得の業務代替者の確保、業務代替者への手当等の検討・実施

目標3：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

一月当たりの平均残業時間を10時間以内とする。

- 令和8年4月～長時間労働削除の方針について、メッセージを発信。
令和9年4月～部門ごとに業務内容見直しを実施し効率化に向けて計画する。
令和10年4月～部門ごとに業務効率化の施策を検討し、実施する。
令和11年4月～業務効率化及び残業時間削減の事例を収集し、取組を広げる。